配当公告

福井県鯖江市有定町三丁目六一〇番二
破産者　株式会社シップス
右の者に対する福井地方裁判所平成二十五年(フ)第三〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一六七、八三六、二七六円
一、配当することのできる金額
金六二、五二六、六〇五円
平成二十六年十一月十日
福井県福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館八階　九頭竜法律事務所　破産管財人　弁護士　峯金　克弥

配当公告

愛知県名古屋市中村区草薙町一丁目一六番地
破産者　名古屋袋物株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年(フ)第四三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金三四二、四二三、九八四円
（内優先的破産債権額
金四、七五七、八一九円）
一、配当をすることのできる金額
金一五、〇七八、四〇三円
（内優先的破産債権額
金四、七五七、八一九円）
平成二十六年十一月十日
名古屋市中区錦一丁目二〇番二五号広小路ＹＭＤビル七階草野法律事務所
破産管財人　丹羽　正明

配当公告

岡山県笠岡市入江五三二番地
破産者　株式会社サンヨーハット
右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十六年（フ）第一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金六六八、三八三、二一七円
一、配当することのできる金額
金五七、七五六、九八八円
平成二十六年十一月十日
岡山市北区弓之町一〇番二〇号テミス弓之町二階
破産管財人　石川　敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区若林六丁目一〇番、最後の住所宮城県仙台市若林区若林六丁目一〇番八―二号メープルリーフ一〇一
被相続人　亡　齋藤　雅文
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル三階　日下俊一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　工藤　清史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市京泉六九三番地、最後の住所栃木県真岡市台町二四二三番地
被相続人　亡　大塚　徹
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
栃木県宇都宮市清住三丁目五番三号　県央うつのみや法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白井　裕己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区八広五丁目一一番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市東道野辺三丁目六番二四号
被相続人　亡　五十嵐善司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
事務所千葉県柏市柏一―五―一〇　水戸屋壱番館ビル四階　弁護士法人よつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三井　伸容

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市新居町新居一一六六番地、最後の住所静岡県浜松市中区富塚町二一三二番地の一八三　Ｓ―三　弥生マンション三〇三号
被相続人　亡　石川　重定
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
事務所静岡県浜松市中区栄町二番地　石塚・村松法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県幡豆郡吉良町大字上横須賀字寒破池四二番地、最後の住所東京都世田谷区船橋二丁目一五番三八号有隣ホーム
被相続人　亡　新家　良平
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
愛知県岡崎市祐金町一二五番地　ジブラルタ生命岡崎ビル六階　山本健司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿讃坊明孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市村久野町平野一六〇番地一四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　榊原　進
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
愛知県一宮市向山町二丁目二二番地二鈴木泉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細野　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市松江中三丁目六五二番地、最後の住所和歌山県和歌山市西浜八三八番地の一五　被相続人　亡　播磨　眞也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
事務所和歌山市十二番丁六〇番地デュオ丸の内三〇二号
相続財産管理人　弁護士　九鬼　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡久米南町下弓削一二六八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　美納　時吉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
事務所岡山県真庭市福田三五五番地九二
相続財産管理人　中川愼太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市中林町山ノ下五〇番地一四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　尾﨑　重夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月十日
徳島県阿南市富岡町トノ町三四番地一一
相続財産管理人　司法書士　近藤　健

第11期決算公告

平成26年11月10日　東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
株式会社チェンジ
代表取締役　神保　吉寿

貸借対照表の要旨　（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	504,748	流動負債	201,245
固定資産	109,336	固定負債	175,239
		株主資本	237,520
		資本金	48,500
		利益剰余金	199,020
		その他利益剰余金	199,020
		（うち当期純利益）	(32,943)
		自己株式	△10,000
		評価・換算差額等	79
		その他有価証券評価差額金	79
合計	614,084	合計	614,084